

令和2年（ネ）第284号

控訴人 石丸勇外

被控訴人ら 長崎県・佐世保市

令和2年10月2日

福岡高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人 馬奈木 昭雄 外 印

検証申出書

頭書事件について、次のとおり検証を申し立てます。

1 検証の必要性

- (1) 本訴訟では、控訴人らの人格権の侵害があるか否かが争点の一つとなっている。
- (2) この点、人格権の内容は、これまで営んできた生活、そして今後営んでいく生活そのものであり、人が生きていくための活動全般に及ぶものである。

この点、本事件については、原審を通じて裁判官が、起業地を訪れたことがなく、控訴人らが、現在、どこで、どのような家に住み、日々、どのような生活を営んでいるかという事実について直接触れていない。

なお、本事件では一部の控訴人について本人尋問は実施されているものの、本件が、過去の出来事に対する回復手段としての損害賠償を求める事件ではなく、現在生じている権利侵害及び将来生ずる権利侵害を回避するために差止を求める事件であり、一度、石木ダム工事によってダムが完成して、完全に人格権が侵害され後では、回復不能な内容となっている。

よって、単に生活の本拠から離れた裁判所という場所における一部の当事者尋問だけでは不十分であり、石木ダム工事によって破壊され、水の底に沈められようとしている範囲を直接現地で確認いただくこと

もに，これを通じて，控訴人らが奪われるものの全てを直接，五官の作用で感知する必要がある。

- (3) 以上の次第で，現地にて起業地の範囲を確認するとともに，起業地内で生活する控訴人らの生活実態，石木ダム工事によって水の外に沈められようとしているもの，失われるものを直接現地にて確認した上で，心証形成を行っていただくために，ぜひ，起業地の検証を実施して頂きたい。

2 証明すべき事実

- (1) 起業地の具体的範囲
- (2) 起業地で生活している控訴人らの生活実態
- (3) 石木ダム工事が起業地内で生活する控訴人らの人格権等を侵害していること

3 検証の場所・対象

具体的なルート場所は別紙図面の通りであるが，起業地内中，①控訴人ら13世帯の各居所，②公民館，③広場，④団結小屋（ダムサイト），及び⑤取付道路入口

4 検証により明らかにしようとする事項

- (1) 控訴人らが，現在も起業地内の建物に住んでおり，日々，畑を耕し，学校に通い，仕事をし，地域活動等を行い生活環境を維持していること
- (2) 起業地内に住む人々が石木ダム工事を不要と考え，説明を求める活動を継続していること
- (3) 石木ダム工事によって起業地内に住む人々の人格権及び日常の平穏な生活が侵害されていること

以 上